

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

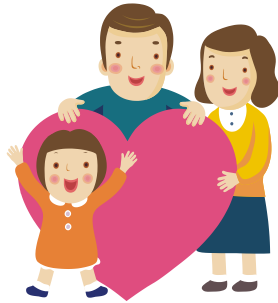
相続放棄手続きの実際。 連帯保証債務を後日請求されたら？

平成26年 3月号

相 続が発生した場合、相続人は「相続の放棄」「限定承認」「単純承認」のいずれかを選ぶことになります。

相続の放棄とは、「相続の放棄をした者は、初めから相続人とならなかったものとみなす」と規定されており、あきらかに財産より借金が多いと

きなどに選択される方法で、年間 16 万件を超え、相続の開始を知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し出ることが必要です。単独で手続きできますが、相続人でなくなるわけですから、順次他の相続人に影響が生じてきます。



では、多額の借金を残して亡くなった人に、妻子だけでなく、両親や兄妹までいるような場合に相続人全員が相続放棄したい場合どのようにすすめるのでしょうか？また、相続人のいなくなった財産は最終どうなるのでしょうか？

①. 先ず、相続人である妻と子が相続放棄手続きをします。

②. 全員の手続きを完了させますと、亡くなった人には妻子がいないことになり、今度は新たに両親が相続人となりますので、両親の相続放棄手続きをします。

③. 完了しますと、亡くなった人には妻子も親もいないことになり、今度は兄妹が相続人として登場、最後の相続放棄手続きを行い、ようやく全員の相続放棄が完了します。

このように、場合によっては3段階に分けての手続きが必要で時間もかかります。

現実には、相続人間の関係が良好でない場合も多く、一人が相続放棄すると、次々に借金(災難?)が、まさか自分が相続人になると思っていない人にまでふりかかっていく凶式になります。

相続の放棄は前述のとおり3ヶ月以内です。多額の借金があることを予め知っている場合には対応がとれますが、問題となるケースは、生前、連帯保証人となっていた場合です。相続人は全く知らず、数年後に破産等により弁済不能に陥り、相続人に法定相続割合に応じた支払請求を受けることがあります。最高裁判所はこれを認めており、相続人は支払義務を負います。相続人が連帯保証債務を逃れるには、相続放棄するしかありません。(ただし、亡くなった人に財産があり、これを処分したり、自分の名義に換えたりしてる場合は放棄できません)このような場合、相続人は相続の開始時、親が誰かの連帯保証人になっていたかどうか知るすべもなく、3ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てなかったからといって相続放棄を認めないのはあまりにも酷といえます。そこで、最高裁判所は、知らなかったことに落ち度が無い場合は、その債務を知った時から起算することを認めました。

相続放棄によって、だれも相続人がいなくなった財産はどうなるのでしょうか？

基本的には、だれも所有者のいない財産は国庫に帰属するということとなりますが、一概にはそうはなりません。先ず、多くは債権者によって、家庭裁判所へ相続財産管理人の選定申し立て後、競売が行われ、競落人へ名義移転されていきます。万一、債権額+相続財産管理人報酬(約100万円)以上の配当に余裕があれば、特別縁故者に支払われ、それでも余裕があれば最終国庫に帰属することになります。